

# 胆沢地域包括支援センター重要事項説明書

## 1 胆沢地域包括支援センターの概要

### (1) 指定介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	胆沢地域包括支援センター
所在地	奥州市胆沢南都田字大持30番地
介護保険事業所番号	0301500088
サービスを提供する地域	奥州市胆沢地域

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・保健福祉行政を推進する公正で中立な立場で事業を運営する中核的機関です。

### (2) 職員体制 次の職員が支援いたします。

	資格	人員数
管理者	保健師	1人(兼務)
担当職員	主任介護支援専門員	1人以上
	保健師	1人以上
	社会福祉士	1人以上

### (3) 運営の方針

- 胆沢地域包括支援センターは、利用者に対し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう援助します。
- 利用に際しては、利用者及びその家族と相談のうえ、ご利用者の選択に基づき、適切な介護予防サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し、また、特定の事業者等に偏ることのないよう配慮し、支援します。

### (4) 開設場所

事業所名	開設場所
胆沢地域包括支援センター	奥州市胆沢南都田字大持30番地

### (5) 開設日、開設時間

開設日	開設時間
月曜日から金曜日まで ※ ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び、12月29日から翌年の1月3日までは休業します。	午前8時30分～午後5時15分

## 2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申し込みから介護予防サービスまでの流れと内容

- ① 相談（来所・訪問）
- ② 内容詳細説明・利用申込の受付
- ③ 契約締結
- ④ アセスメント（課題分析及び目標設定）
- ⑤ 介護予防サービス計画原案の作成
- ⑥ サービス担当者会議（連絡・調整）
- ⑦ ご利用者への介護予防サービス計画書の交付
- ⑧ 介護予防サービスの提供・実績管理
- ⑨ モニタリング
- ⑩ 介護予防サービスの評価
- ⑪ 納付管理業務
- ⑫ 介護報酬請求業務

※④～⑪までの業務を居宅介護支援事業所者に委託する場合があります。

### （1）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

#### ①利用料

ア	令和6年4月1日から 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用料金（1ヶ月あたり）	4,420円
イ	新規に介護予防サービス計画を作成した場合の加算	3,000円
ウ	委託連携加算	3,000円

※上記の利用料は全額保険給付され自己負担はありません。

#### ②交通費

奥州市にお住まいの方は無料です。

#### ③契約の終了

##### ○利用者の都合で終了する場合

申し出により、いつでも解約することができます。

##### ○自動終了

- ・利用者が要支援者・事業対象者に該当しなくなった場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者が、事業者の担当する圏域外に転出した場合
- ・利用者の最後のサービス利用から2年経過した場合

#### ④公平中立性の確保

##### ○介護予防サービス計画に位置付ける介護予防サービス事業者等について

- ・利用者は複数の事業者の紹介を求めることができます。
- ・利用者は当該事業者を介護予防サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることができます。

## (2) 介護予防サービス

### ①支給限度額

要支援者・事業対象者は状態区分により1ヶ月の支給限度額が下記のとおり決められています。

要支援1 : 50,320円

要支援2 : 105,310円

事業対象者 : 50,320円

### ②利用料

利用者負担としてサービスにかかった費用のうち、介護保険負担割合証に記された負担割合を介護予防サービス事業者等に支払っていただきます。

### ③介護予防サービスの利用開始

利用者・家族からの相談をお受けし、介護予防サービス事業者等と契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

## 3 サービス内容に関する相談・苦情窓口

### (1) 胆沢地域包括支援センター

電話 47-5228

### (2) 奥州市地域包括支援センター

電話 34-2199

### (3) 奥州市 健康福祉部長寿社会課介護給付係

電話 34-2197

### (4) 岩手県国民健康保険団体連合会

盛岡市大沢川原 3-7-30

代表電話 019-604-6700

## 4 虐待防止に関するこ

事業所は虐待防止に関することして指針を整備し、予防や発見等必要な対応を行います。また、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 5 身体拘束等の適正化のための対策

サービスの提供に当たり、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ないません。やむを得ず身体的拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置や研修等必要な措置を講じます。

## 6 個人情報の取り扱いについて

胆沢地域包括支援センターが行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定・非該当認定に係る調査内容、基本チェックリスト、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示します。

令和　年　月　日

本書面に基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての説明を行いました。

事業所 胆沢地域包括支援センター

管理者 君川留美

説明者

〈署名〉 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、胆沢地域包括支援センター（事業者）から、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて重要事項の説明を受け理解しましたので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント内容に同意し、その利用を申請いたします。

利用者

〈住所〉 岩手県奥州市胆沢 \_\_\_\_\_

〈署名〉 \_\_\_\_\_

(代筆者署名) (続柄) )

親族・姻族代表者又は代理人

〈住所〉 \_\_\_\_\_

〈署名〉 \_\_\_\_\_

(続柄) )